

# 山口県報

平成31年  
3月29日  
(金曜日)

## 目 次

- 規則
  - 山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………一
  - 山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………三
  - 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則（人事課）……………五
  - 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）……………五
  - 山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）……………六
- 訓令
  - 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令（給与厚生課）……………六
  - 山口県公印規程の一部を改正する訓令（学事文書課）……………七
- 教委規則
  - 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………七
  - 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………九



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十八号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正す

る。

目次中「第三目 保健所（第五十一条の二―第五十一条の八）」を  
第四目 削除

「第三目 保健所（第五十一条の二―第五十一条の五）」に、

第四目 福祉総合相談支援センター（第五十二条―第五十六条）」に、

「第五十九条の二十三・第五十九条の二十四」を「第五十九条の二十三―第五十九条の二十五」に、「第五十九条の二十五―第五十九条の二十七」を「第五十九条の二十六―

第五十九条の二十八」に、「第五十九条の二十八―第五十九条の三十」を「第五十九条の二十九―第五十九条の三十一」に、「第五十九条の三十一―第五十九条の三十三」を

「第五十九条の三十二―第五十九条の三十四」に、「第七目 山口きらら博記念公園管  
理事務所（第二百七十条―第二百七十三条）」を「第七目 削除」に改める。

第八条第一項の表総務部の部税務課の項中「収納管理班 課税班 システム管理班」  
を「収納・システム管理班 課税班」に改め、同表総合企画部の部山口ゆめ花博推進室  
の項を削り、同表健康福祉部の部こども・子育て応援局の項中「少子化対策推進班」を

「少子化対策推進班 次世代育成支援班」に改め、同表商工労働部の部新産業振興課の  
項中「産業クラスター推進班」を「次世代産業推進班」に改め、同表観光スポーツ文化  
部の部観光プロジェクト推進室の項中「観光プロジェクト推進室」を「観光プロモ-

ーション推進室」に改め、同部国際課の項を次のように改める。

国 際 課	調整班 交流推進班
-------	-----------

第九条第一項の表総務部の部消防保安課の項第三号中「取締り」を「保安の確保」に  
改め、同表総合企画部の部山口ゆめ花博推進室の項を削り、同表健康福祉部の部厚政課  
の項第十号中「保健所」の下に、「福祉総合相談支援センター」を加え、同部こども政  
策課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え  
る。

三 全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームに関すること。

第九条第一項の表観光スポーツ文化部の部国際課の項中第三号を削り、第四号を第三  
号とし、同項に次の一号を加える。

四 東アジア地域との交流に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部森林企画課の項中第十一号を第十三号とし、第四号  
から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 森林経営管理制度に関すること。

五 森林環境譲与税に関すること。

第九条第一項の表土木建築部の部都市計画課の項中第二号を削り、第三号を第二号と

し、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。  
 第三十五条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。  
 第三章第一節第五款第四目を次のように改める。

第四目 福祉総合相談支援センター

(設置)

第五十二条 精神保健福祉センター、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに山口県中央児童相談所を統括し、調整するとともに、精神保健並びに精神障害者、知的障害者、身体障害者及び児童に係る福祉行政の連携の確保を図るため、福祉総合相談支援センターを置く。

(名称及び位置)

第五十三条 福祉総合相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県福祉総合相談支援センター	山 口 市

(分課)

第五十四条 福祉総合相談支援センターに、総務課及び次の表の上欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

部	課
児童相談部	相談調査課 判定課 保護課
身体障害者相談部	相談判定課
精神保健福祉部	相談指導課

(分掌事務)

第五十五条 課(部に置かれた課を除く。)及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

課・部	分 掌 事 務
総務課	一 庶務に関すること。 二 税外諸収入金に関すること。

児童相談部	児童及び知的障害者の福祉の増進に関すること。
身体障害者相談部	身体障害者の福祉の増進に関すること。
精神保健福祉部	精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に関すること。

第五十六条 削除

第五十九条の十四の表中「防府市」を「山口市」に改める。

第五十九条の十六中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第五十九条の二十二第四号中「第二十二條第二項」の下に「及び第五十一条の七第二項」を加え、「が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり」を「に」に改め、同条第五号中「第二十六條第一項」の下に「及び第五十一条の十一」を加え、同条に次の一号を加える。

六 療育手帳に関すること。

第五十九条の二十六を削り、第五十九条の二十五を第五十九条の二十六とし、第五十九条の二十四の見出しを「(分掌事務)」に改め、同条中「身体障害者更生相談所の業務」を「相談判定課の分掌事務」に、「である」を「とする」に改め、同条第六号中「第二十六條第一項」の下に「、第五十一条の十一」を加え、同条第七号とし、同条第五号中「第二十二條第二項」の下に「、第五十一条の七第二項」を加え、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 身体障害者手帳に関すること。

第三章第一節第五款第十四目中第五十九条の二十四を第五十九条の二十五とし、第五十九条の二十三の次に次の一条を加える。

(分課)

第五十九条の二十四 身体障害者更生相談所に相談判定課を置く。

第五十九条の二十七を次のように改める。

(業務)

第五十九条の二十七 山口県身体障害者福祉センター(次条において「身体障害者福祉センター」という。)の業務は、次のとおりである。

- 一 身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、スポーツ及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務に関すること。

第三章第一節第五款第十七目中第五十九条の三十三を第五十九条の三十四とし、第五十九条の三十二を第五十九条の三十三とし、第五十九条の三十一を第五十九条の三十二とし、同款第十六目中第五十九条の三十を第五十九条の三十一とし、第五十九条の二十九を第五十九条の三十とし、第五十九条の二十八を第五十九条の二十九とし、同款第十五目中第五十九条の二十七の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第五十九条の二十八 身体障害者福祉センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

一 前条各号に掲げる業務に関すること。

二 身体障害者社会参加支援施設条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

三 身体障害者社会参加支援施設条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 身体障害者社会参加支援施設条例第七条の規定により、身体障害者福祉センターの利用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関すること。

第六十一条の表山口県中央児童相談所の項中「総務課」を削る。

第六十二条第一項の表総務課の項を削る。

第六十七八条の表森林部の項中第二十三号を第二十四号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林経営管理制度に関すること。

第二百四十九条の表岩国土木建築事務所の項中

「工務第二課 工務第一班 工務第二班」を

「工務第二課 工務第一班 工務第二班」に改め、同表周南土木建築事務

所の項中「工務第一班 工務第二班」を

「工務第一班 工務第二班 工務第三班」に改め、同表宇部土木建築事務所の項中「工務第三班」を削る。

第三章第一節第九款第七目を次のように改める。

第七目 削除

第二百七十条から第二百七十三条まで 削除

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の表総務部の部消防保安課の項並びに第五十九条の二十二第四号及び第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第十九号**

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條の四」を「第三十三條の三」に改める。

第七條第六号中ヨを削り、カをヨとし、ヌからワまでをルからカまでとし、同号リ中「（管理職手当の支給を受けている職員を除く。チ及びリにおいて同じ。）」を削り、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 条例第八條の規定に基づき、所属職員（管理職手当の支給を受けている職員を除く。ヌ及びリにおいて同じ。）に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずること。

第七條第六号タ中「第六條第一項」を「第五條第一項」に改め、同号レ中「第六條第二項」を「第五條第二項」に改める。

第二十七條第一号中ルを削り、ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、同号ヘ中「（管理職手当の支給を受けている職員を除く。ホ及びチにおいて同じ。）」を削り、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 条例第八條の規定に基づき、職員（管理職手当の支給を受けている職員を除く。ト及びリにおいて同じ。）に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずること。

第二十七條第一号ヲ中「第六條第一項」を「第五條第一項」に改め、同号ワ中「第六條第二項」を「第五條第二項」に改める。

第二十九条第二項第二号口中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定居宅サービスの事業に係る場所」を加え、同号ハ中「第一百五十六条の六第一項」を「第一百五十六条の七第一項」に改め、「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定介護予防サービスの事業に係る場所」を加える。

第三十一条第一項第六号中(59)を(72)とし、(52)から(58)までを(65)から(71)までとし、同号(51)中「(20)」を「(28)」に改め、同号中(51)を(64)とし、(64)の前に次のように加える。

(59) 施行規則第四十九条の二第一項の規定による法第十二条第一項第一号の確認を受けようとする土地の所有者等からの申請を受けること。

(60) 施行規則第五十二条の五第一項の規定による土地の所有者等からの施行管理方針の確認を受けた土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合の届出を受けること。

(61) 施行規則第五十二条の六第一項の規定による土地の所有者等からの(59)の確認を受けた施行管理方針の変更の届出を受けること。

(62) 施行規則第五十二条の七第一項の規定による土地の所有者等からの施行管理方針の廃止の届出を受けること。

(63) 施行規則第五十二条の八第一項の規定に基づき、(59)の確認を取り消すこと。

第三十一条第一項第六号(50)中「(45)」を「(53)」に改め、同号(50)を同号(58)とし、同号(49)中「(44)」を「(52)」に改め、同号(49)を同号(57)とし、同号(48)中「(43)」を「(51)」に改め、同号(48)を同号(56)とし、同号(47)中「(43)」を「(51)」に改め、同号(47)を同号(55)とし、同号(46)中「(43)」を「(51)」に改め、同号中(46)を(54)とし、(40)から(45)までを(48)から(53)までとし、同号(39)中「(9)、(10)、(13)又は(17)」を「(8)、(11)、(12)、(15)、(17)、(19)又は(25)」に改め、同号中(39)を(47)とし、(25)から(38)までを(33)から(46)までとし、同号(24)中「(21)又は(22)」を「(29)又は(30)」に改め、同号中(24)を(32)とし、(23)を(31)とし、同号(22)中「(21)」を「(29)」に改め、同号中(22)を(30)とし、(21)を(29)とし、(20)を(28)とし、同号(19)中「(18)」を「(26)」に改め、同号中(19)を(27)とし、(18)を(26)とし、同号(17)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「(14)」を「(21)」に改め、同号中(17)を(25)とし、(25)の前に次のように加える。

(24) 法第十二条第四項の規定による同条第一項第一号の土地の形質の変更をした者からの当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項の届出を受けること。

第三十一条第一項第六号中(16)を(23)とし、(15)を(22)とし、(14)を(21)とし、(21)の前に次のように加える。

(16) 法第七条第三項の規定による汚染除去等計画の提出をした者からの変更後の汚

染除去等計画の提出を受けること。

(17) 法第七条第四項の規定に基づき、汚染除去等計画の提出をした者に対し、その変更を命ずること。

(18) 法第七条第五項の規定に基づき、同条第四項に規定する期間を短縮し、汚染除去等計画の提出をした者に対し、短縮後の期間を通知すること。

(19) 法第七条第八項の規定に基づき、汚染除去等計画の提出をした者に対し、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべきことを命ずること。

(20) 法第七条第九項の規定による汚染除去等計画の提出をした者からの当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じた旨の報告を受けること。

第三十一条第一項第六号(13)中「第七条第四項」を「第七条第二項」に、「(11)又は(12)」を「(13)又は(14)」に、「指示措置等を講ずべきこと」を「汚染除去等計画を提出すべきこと」に改め、同号(13)を同号(15)とし、同号(12)中「対し、」の下に「講ずべき」を加え、「を講ずべきこと」を「及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、汚染除去等計画を提出すべきこと」に改め、同号(13)を同号(15)とし、同号(12)中「対し、」の下に「講ずべき」を加え、「を講ずべきこと」を「及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、汚染除去等計画を提出すべきこと」に改め、同号中(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、同号(9)中「第四条第三項」を「第四条第三項本文」に改め、同号(9)を同号(11)とし、同号(8)中「(7)」を「(9)」に改め、同号(8)を同号(10)とし、同号(7)中「第四条第一項」を「第四条第一項本文」に改め、同号(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第三条第七項本文の規定による(2)の確認に係る土地の所有者等からの当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項の届出を受けること。

(8) 法第三条第八項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、汚染の状況について指定調査機関に調査させてその結果を報告すべき旨を命ずること。

第三十三条第二号イ中「第二十六条第一項」の下に「及び第五十一条の十一」を加える。

第三十三条の二第二号イ中「第二十六条第一項」の下に「、第五十一条の十一及び第七十四条第二項」を加え、同号ロを削る。

第三十三条の三を削り、第三十三条の四を第三十三条の三とする。

第五十三条の二第一号中ルを削り、ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、同号ハ中「(管理職手当の支給を受けている職員を除く。ホ及びチにおいて同じ。）」を削り、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 条例第八条の規定に基づき、職員(管理職手当の支給を受けている職員を除

く。ト及びリにおいて同じ。) に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずること。

第五十三条の二第一号ヲ中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号ヲ中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第五十四条第一項第一号イ中「こと」の下に「(土木建築部監理課長と共管)」を加え、同条第三項第一号(68)中「第十条」を「第十一条」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(70)とし、同号(67)中「第九条第三項」を「第十条第三項」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(69)とし、同号(66)中「第八条」を「第九条」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(66)を同号(68)とし、同号(65)中「第七条ただし書」を「第八条ただし書」に、「第十二条」を「第十三条」に、「はり付け」を「貼付け」に改め、同号(65)を同号(67)とし、同号(64)中「第六条第三項」を「第七条第三項」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(64)を同号(66)とし、同号(63)中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同号(63)を同号(65)とし、同号(62)中「第十一条」を「第十二条」に改め、同号(62)を同号(64)とし、同号(61)中「第十一条」を「第十二条」に改め、同号(61)を(63)とし、(41)から(60)までを(43)から(62)までとし、(43)の前に次のように加える。

(42) 法第七十二条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法若しくは法に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又は所属職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

第五十四条第三項第一号中(40)を(41)とし、(31)から(39)までを(32)から(40)までとし、同号(30)中「第四十八条の十八第二項」を「第四十八条の二十一第二項」に改め、同号(30)を同号(31)とし、同号(29)中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同号(29)を(30)とし、(8)から(28)までを(9)から(29)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 法第三十九条の九(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通省令で定める基準に従つて占有物件の維持管理をしていない道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第五十七条を次のように改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第二十号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則(昭和四十六年山口県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中19の項を削り、18の項を19の項とし、17の項の次に次のように加える。

18	山口県身体障害者更生相談所に勤務する職員	作業服(上)	3年
----	----------------------	--------	----

別表第一の21の項を次のように改める。

21	警備員		
----	-----	--	--

別表第一の26の項中「警備員用ユニフォーム」を削り、「その他作業服」を「警備員用ユニフォーム」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第二十一号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年山口県規則第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（閲覧等の場所）

第八条 条例第五条第一項に規定する閲覧又は謄写の場所は、山口県環境生活部県民生活課及びやまぐち県民活動支援センターとする。

第二十二条中「含む」を「含み、法第三章（第五十二条第三項を除く。）又は第十六条から前条までの規定により提出する書類を除く」に、「提出しなければならぬ」を「提出することができる」に改め、同条ただし書を削る。

第二十三条第一項中「正副三通」を「正副二通」に改め、同項ただし書及び第五号から第七号までを削り、同条第二項中「正副四通」を「正副三通」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の三号を加える。

九 法第四十四条第二項（法第五十一条第五項、法第五十八条第二項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類

十 法第五十五条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類（所轄外法人が提出する書類を除く。）

十一 法第五十五条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類（所轄外法人が提出する書類を除く。）

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十二号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県中央児童相談所の項を次のように改める。

山口県福祉総合相談支援センター	山口県精神保健福祉センター、山口県知的障害者更生相談所、山口県身体障害者更生相談所及び山口県中央児童相談所
-----------------	---

別表第一山口県身体障害者福祉センターの項及び山口県立下関工科高等学校の項を削る。

別表第三山口県中央児童相談所の出納員の項を次のように改める。

山口県福祉総合相談支援センターの出納員	山口県福祉総合相談支援センター
---------------------	-----------------

別表第三山口県立山口高等学校の出納員の項の次に次のように加える。

山口県立山口農業高等学校の出納員	山口県立山口農業高等学校
------------------	--------------

別表第四の一の項中「十六の項」を「十四の項」に改め、同表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項を削り、十二の項を十の項とし、十三の項から十六の項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。



### 山口県訓令第一号

序 中 一 般

各 出 先 機 関

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。



論校中 教学										論校小 教学										論園幼 教種																		
状免一 許種					状免二 許種					状免一 許種					状免二 許種					状免一 許種																		
八	七	一	一	九	八	七	六	二	一	一	九	八	七	一	一	九	八	七	六	二	一	一	九	八	七	一	一	九	八	七	一	一	九	八	七	一	一	九



平成三十一年三月二十九日印刷

発行人所

山口県知事